

指定基金の判定、健全化計画についての 照会事項の回答【まとめ】(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

- 標記につきましては先般通知改正 が行われましたが、今般、追加で確認できた事項がありますのでご案内いたします。
4頁および6頁で「新たな確認事項」と表示しています。
- また、指定基金に係る行政照会は今回で最後となりますので、これまでの照会事項等も含め、まとめ版としてご案内いたします。

[年金ニュースNo.226](#)

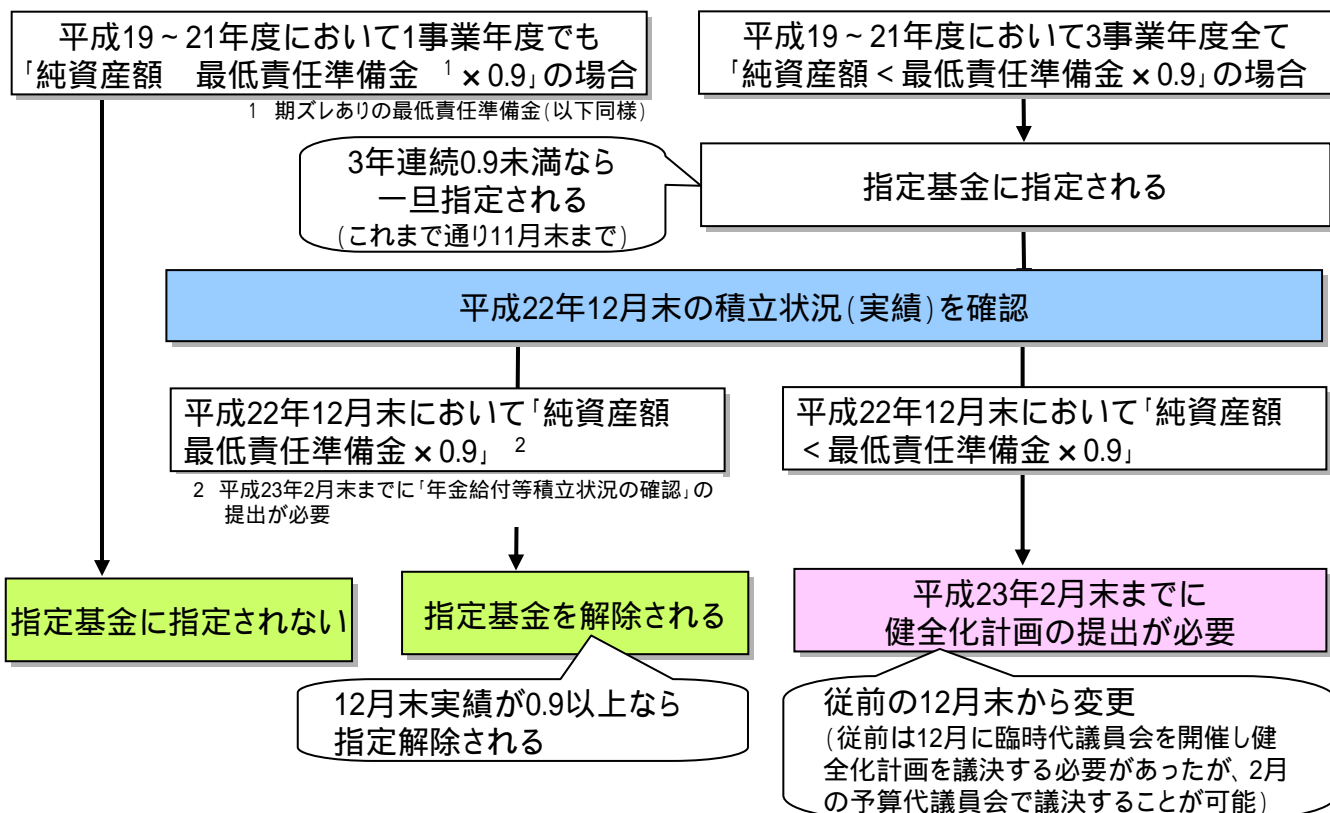
☞ 詳細は次頁以降をご参照

1. 指定基金の判定ルール・健全化計画の提出期限

- ✓ 3年連続で純資産額が最低責任準備金の0.9を下回った場合は一旦指定基金に指定される。
- ✓ 従前は指定年度末(例:平成23年3月末)の積立状況の見込みにより指定基金かどうかを判定するルールであったが、12月末の実績により判定(指定解除)するルールに変更された。
- ✓ 指定基金に指定された場合、翌年2月末までに健全化計画の提出が必要。
- ✓ 解散準備基金も指定基金のルールを免れない。

指定基金の判定ルール

(平成22年度に指定される場合の例)



確認事項

既に指定されている基金の取り扱い	回答
既に指定基金に指定され、健全化計画を提出している指定基金が、12月末時点で最低責任準備金の9割を純資産額が上回ったとしても、指定の解除は行われぬという認識でよいか。 (12月末時点の積立状況によって指定解除される取扱いは、指定年度のみであることを念のために確認させていただくもの。)	ご指摘の通り、12月末時点の解除は指定年度のみです。

既に指定基金に指定されている場合は、12月末時点で指定解除される訳ではありません。
既指定基金は3月末時点で積立比率0.9以上の場合に指定解除されます。

2. 健全化計画の最低責任準備金付利率

- ✓ 健全化計画上の最低責任準備金の付利率が緩和された。
- ✓ 従来の「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」に加え、「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」を使用することも可能となった。

健全化計画の最低責任準備金付利率

< 平成21年厚年本体の財政検証における運用利回り前提によるMinV付利率 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.54 ¹	1.8	1.9	2.0	2.2

OR

< 厚年本体の直近5年の運用実績の平均値によるMinV付利率 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.54 ¹	1.42 ²			

健全化計画で1.42%²の最低責任準備金付利率が使用可能となる。(但し計画期間中は同じ推計方法を継続する必要あり。)

- 1 平成23年は既に判明している平成21年度厚年本体利回りを使用する。 [ニュースNo.222](#)ご参照
- 2 厚年本体の直近5年の運用実績の平均値

確認事項

健全化計画の最低責任準備金付利率の取り扱い	回答
健全化計画の「計画期間中は同じ推計方法を継続する必要があります」との趣旨は、健全化計画策定時に最低責任準備金の予測に用いる利回りを「直近の過去5事業年度の実績の平均」と「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれかを選択した場合、翌年度以後の年次報告においても選択した方法を継続して用いなければならない(計画期間中は変更不可)という理解で良いか。	その通りです。

健全化計画においては、健全化計画策定の翌年度以降の年次報告で最低責任準備金付利率の前提を変更することはできません。

「直近の過去5事業年度の実績の平均」を用いる場合、将来厚年本体利回りが上昇した場合でも前提を変更できない点に留意が必要です(回復計画はいずれか低い率を用いることが可能 詳細は次頁参照)。

3. 回復計画と健全化計画との関係

- ✓ 指定基金が回復計画を策定する場合、健全化計画と同じ前提を用いる必要があるとされているが、資産評価方法は当該前提に含まれない。
健全化計画は時価評価で策定するが、回復計画は数理的評価でもよい(数理的評価を採用している場合)。
揃えなければならない前提とは脱退率や掛金率等を指す。

< 最低責任準備金付利率の取扱い(健全化計画と回復計画の比較) >

最低責任準備金付利率	策定時	翌年度以後	
		年次報告(健全化計画) /継続実施(回復計画)	再策定
健全化計画	<ul style="list-style-type: none"> 「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」または「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」のいずれか 計画中の各年度の付利率はいずれかの方法で統一要 	変更不可	変更可 ¹
回復計画	<ul style="list-style-type: none"> 「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」または「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」を下回らない率 計画中の各年度の付利率は統一しないことも可能 	変更可	変更可 ²

- 再策定は厚生労働大臣の求めにより以下の場合に行う。
健全化計画書における前提が著しく異なるに至った場合、またはその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合
健全化計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合
設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合
その他、厚生労働大臣が必要と認める場合
- 策定した回復計画の継続実施では回復しない場合に再策定する(行政指示を待たずに再策定を行う)。

新たな確認事項(以下)

健全化計画の再策定に用いる最低利回り	回答
「最低責任準備金の予測に用いる利回りの前提は、健全化計画の計画期間中は変更できない」と回答頂いているが、健全化計画の再策定が必要となった場合には、当該利回りの前提を変更することが可能か。	その通りです。

健全化計画の年次報告(継続実施)においては最低責任準備金の前提を変更することはできませんが、厚生労働大臣の求めにより再策定する場合には前提を変更することが可能です。

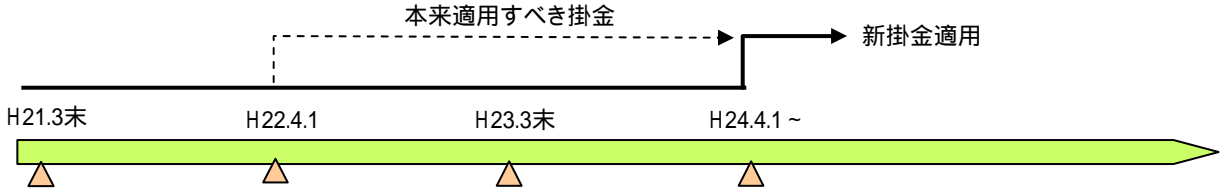
回復計画上の積立比率	回答
非継続基準に抵触したが健全化計画の再策定が不要である場合、再策定する回復計画において、既存の健全化計画の最終事業年度の末日における純資産額を最低責任準備金の9割以上とする必要があるか。	その通りです。

回復計画を再策定する際は、既存の健全化計画の最終年度末において、回復計画上の積立比率が0.9以上である必要があります。

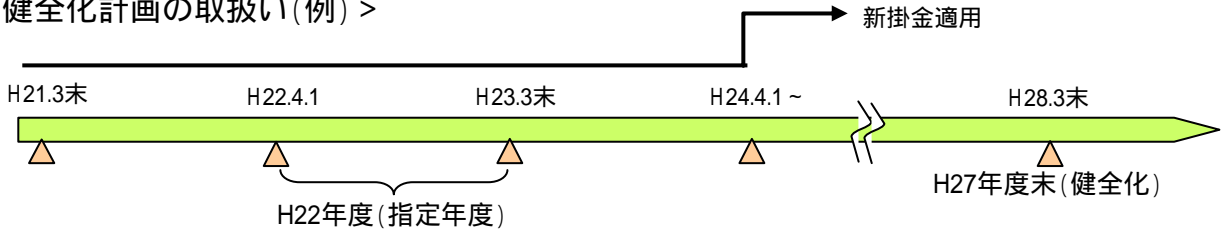
4. 掛金猶予先の取扱い

- ✓ 掛金引上げを猶予している基金が指定基金に指定された場合は、平成24年3月までは掛金引上げを猶予し平成24年4月以降に掛金を引上げる前提で健全化計画を策定することも可能。
- ✓ 上記の場合、平成24年4月以降の掛金を規約に定める必要はない。

< 掛金猶予の取扱い(例) >



< 健全化計画の取扱い(例) >



確認事項

掛金猶予先の健全化計画の取扱い	回答
<p>掛金の引上げ猶予を適用している基金が指定基金に指定され健全化計画を策定する場合、健全化計画の前提に用いる平成24年4月以降の掛金は、以下の通りでよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準掛金を引上げ猶予している場合・・・現行の数理上掛金に基づいた掛金 ✓ 特別掛金を引上げ猶予している場合・・・健全化計画の要件を満たすのに必要な範囲で上げた掛金 	その通りです。

掛金引上げ猶予明けの掛金の算定基準日は平成23年3月末(詳細は[ニュースNo.213](#)ご参照)であり、健全化計画策定時において実際に適用される掛金率が判明していないため、上記の取扱いとなります。

長期運営計画と健全化計画の関係	回答
掛金引上げ猶予を行う基金が指定基金に指定された場合、長期運営計画と健全化計画は各々提出する必要があるが、長期運営計画と健全化計画の前提(運用利回り等)について、必ずしも平仄をとる必要はないとの理解でよい。	その通りです。

5. その他の確認事項

健全化計画の記載期間について	回答
健全化計画の「1. 財政に関する事項」、「2. 業務に関する事項」については、設立時から直近の決算まですべて記載することとなっている。一方、毎事業年度の決算に関する書類の保存年限は10年となっている。よって、これらの事項については、過去10年度分を記載するものと見直していただきたい。	保存年限が過ぎてしまい10年以前の書類を破棄している場合は、10年分の記載をしてください。
指定基金名の公表について	回答
過去に指定基金に指定された基金名が新聞等に公表される事例があったが、マスコミの影響により事業所脱退が増加する等、基金運営に大きな支障となることから、公表については慎重に対応されたい。	公表については検討中です。
健全化計画の再策定について	回答
健全化計画を再策定する必要がある場合、最終年度は当初の計画における最終年度、あるいは、再策定年度の5事業年度後のいずれと考えばよいか。	最終年度は「当初の計画における最終年度」としてください。

回復計画と違い、最終年度を延長することはできません。

新たな確認事項(以下)

再策定時の代議員会議決について	回答
健全化計画の再策定は、代議員会の議決が必要という認識でよいか。 がYesの場合 健全化計画が変更となる場合、臨時代議員会の開催が必要とならないよう、「厚生労働大臣による変更の求めがあった日」を11月とするなどご配慮いただきたい。(この場合、健全化計画の提出が2月末となるため、予算代議員会での議決が可能となる。)	その通りです。 現段階では特段決めていないが、実施する場合には、事前相談して実施していきたい。

健全化計画の変更期限は、厚生労働大臣による変更の求めがあった日の翌日から起算して三ヶ月後の日が属する月の末日とされています。

制度変更する場合について	回答
指定基金の指定中であっても、例えば給付減額や別途積立金の取り崩しにより掛金が引き下がる場合があるが、当該引き下げは、健全化計画最終年度に純資産額が最低責任準備金の9割を満たす限りにおいて問題ない取り扱いと考えてよいか。 がYesの場合 により特別掛金を引き下げた場合、厚生労働大臣の指示による健全化計画の再策定対象となりうるか。	その通りです。 ケースバイケースであり、事前に相談していただきたい。

給付減額等により健全化計画の前提が変更となる場合には、健全化計画を必ず再策定するわけではなく、ケースバイケースの判断となります。

以上